

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成28年1月～3月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
群馬県 平成28年(調)第1号事件 (参加)	リサイクル工場からの悪臭・騒音被害防止等請求事件	平成 28. 1. 25
埼玉県 平成28年(調)第1号事件	工場からの騒音被害防止請求事件	平成 28. 1. 7
埼玉県 平成28年(調)第2号事件	浴室換気扇からの悪臭被害防止請求事件	平成 28. 1. 8
埼玉県 平成28年(調)第3号事件	スーパーマーケットからの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	平成 28. 3. 2
埼玉県 平成28年(調)第4号事件 (参加)	ゴミ焼却施設建設差止請求事件	平成 28. 3. 15
神奈川県 平成28年(調)第1号事件	幼稚園騒音防止対策等請求事件	平成 28. 2. 17
神奈川県 平成28年(調)第2号事件	卓球場からの騒音・振動被害防止請求事件	平成 28. 2. 18
石川県 平成28年(調)第1号事件	道路からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	平成 28. 1. 12
静岡県 平成28年(調)第1号事件	自動車修理工場からの悪臭・騒音防止請求事件	平成 28. 3. 22
三重県 平成27年(調)第1号事件	製氷冷蔵会社からの振動等被害防止請求事件	平成 27. 9. 25
三重県 平成28年(調)第1号事件	廃棄金属リサイクル施設からの騒音等被害防止請求事件	平成 28. 1. 25
大阪府 平成28年(調)第1号事件	製麺所からの騒音等被害防止請求事件	平成 28. 1. 18
兵庫県 平成28年(調)第1号事件	コンビニエンスストア駐車場騒音防止対策等請求事件	平成 28. 2. 29

事件の表示	事 件 名	受付年月日
奈良県 平成28年(調)第1号事件	薪風呂及び薪ストーブからの排煙による悪臭被害 防止等請求事件	平成 28. 2. 19
奈良県 平成28年(調)第2号事件	食肉加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件	平成 28. 3. 22
大分県 平成28年(調)第1号事件	福祉施設からの騒音・悪臭等被害防止請求事件	平成 28. 3. 9

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
埼玉県 平成27年(調) 第3号事件 [食品製造工場からの粉じん・悪臭被害防止等請求事件]	埼玉県 住民3人	食品製造 会社2社	平成27年11月4日受付 当該工場から排出される煙が原因と思われる白及び薄茶色の粉が、工場稼働時(ほぼ24時間)に飛散し、申請人宅及び工場周辺住居の駐車場の車、ベランダの手すりや門扉などに付着し、容易に落ちない。また、当該工場の即席麺製造過程で生じる悪臭が申請人宅の中まで入ってきて、不快な思いをしている。よって、被申請人らは、①当該工場から排出される煙について、申請人の立ち会いのもと公正適正な検査を受けてその結果を公表し、でんぷん等が周辺住居地に飛散しないよう、除去装置を設置することや排気ダクトを延長して住宅地とは反対方向に向けることなどの対策を講じること、②当該工場から排出される悪臭について、申請人の立ち会いのもと公正適正な検査を受けてその結果を公表し、即席麺製造工程で生じる悪臭が周辺住宅地に飛散しないよう、除去装置を設置することや排気ダクトを延長して住宅地とは反対側に向けるなどの対策を講じること、③被申請人Bは、自社製品の製造を委託している被申請人Aの当該工場に関する上記改善策について、責任をもって対処すること、④調停成立後60日以内に上記改善策を実施すること、⑤上記対策を実施後、申請人の立ち会いのもと公正適正な検査を受けてその結果を公表し、申請人等から上記対策の効果等について聞き取りを行うこと、⑥上記対策の効果を維持するため適切な管理に努めること。	平成28年1月27日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成25年(調) 第4号事件 [体育施設からの騒音被害]	東京都 住民1人	市(代表 者市長)	平成25年8月9日受付 隣接する体育施設は剣道練習に使用されているが、床を踏み込む音、大きなかけ声等の騒音	平成28年2月3日 調停打ち切り 調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立す

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
防止請求事件]			により、睡眠不足になり、仕事や健康に悪影響が生じている。よって、被申請人は、①二重サッシの設置などの防音対策を実施し、体育施設からの騒音を低減させること、②剣道練習に使用させる時間を火曜日は 20 時までとし、金曜日・土曜日・日曜日には約束外での使用をさせないこと、③騒音を放置せず、市の権限を行使し、体育室の利用について勧告、指導を行うこと、④剣道練習の際の床の踏み込み、叫び声をやめさせ、体育施設北側の使用を禁止するなど工夫・配慮をすること、⑤上記措置をとれない場合は、他の施設へ練習場を変更すること。	る見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成 27 年(調) 第 4 号事件 [空調室外機からの騒音被害防止請求事件]	東京都 住民 1 人	製菓会社	平成 27 年 8 月 24 日受付 申請人は、被申請人の製菓店に設置されている空調室外機より発生する騒音により、昼間の家事余暇活動、休息休養障害、夜間の睡眠休息障害の被害を受けている。よって、被申請人は、プロパンガスを動力源とする空調室外機について、次のいずれかの措置を講じて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める騒音規制基準を遵守すること。①室外機を申請日以降、未来永劫稼働させないこと、②現在の設置位置で継続使用するのであれば、騒音規制基準に適合するよう改良を講じるか、適合する機種に更新すること、③同室外機の使用を継続するのであれば、規制基準に適合するように現在の設置位置から C 街道沿いへ移設すること。	平成 28 年 1 月 14 日 調停成立 調停委員会は、1 回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
神奈川県 平成 23 年(調) 第 3 号事件・ 第 3 号-2 事件(参加) [道路建設に係る計画の見直し請求事	神奈川県 住民 639 人(第 3 号) 神奈川県 住民 26 人(第 3 号-2)	国(代表者国土交通大臣) 神奈川県(代表者知事) 市(代表者市長) 高速道路	平成 23 年 12 月 2 日受付 平成 24 年 7 月 3 日参加 本件事業の対象地を含む周辺地域は、オオタカの営巣に象徴される良好な自然環境が残されている生物多様性保全の観点からも極めて貴重な地域で	平成 28 年 2 月 18 日 調停一部取下げ 平成 28 年 3 月 25 日 調停一部成立 調停委員会は、21 回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、申請人ら並びに被申請人国及び同高

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
件]		管理会社	ある。申請人ら住民の多くがこうした良好な住環境を享受すべく、この地に居を構えたが、本件事業の現行案では、工事中の騒音、振動、地盤沈下の発生のおそれが極めて高く、また、工事完成後は周辺地域の大気汚染が強く懸念されるものであり、実施されれば、こうした良好な住環境は根底から失われ、健康被害すらも大いに懸念される。本件事業によって住環境や健康に直接の影響を受ける申請人らとしては、本件事業がどうしても行われるというのであれば、せめて、住環境や健康への影響が少ない手段によることを求めるのは極めて当然のことである。申請人らが提示する代替案（①環状B号線（C橋）を下越えする、②本線は全線シールド工法とする、③D道路の東側に分岐合流点を移す）は、現行案と比べて住環境や周辺の自然環境への影響が少なく、また、事業者にとってもメリットがある内容であり、十分に採用に値するものと考えられる。よって、被申請人らは、①A線建設計画における現行案を見直すこと、②申請人らが提案の代替案を採用すること、③①及び②を検討するため申請人らと真摯に協議すること。	速道路管理会社は、調停委員会の提示した調停案を受諾し、本件は終結した。なお、被申請人神奈川県及び市に対する調停申請については、取り下げられた。
富山県 平成27年(調) 第2号事件 [印刷工場からの騒音・悪臭・ばいじん等被害損害賠償請求事件]	富山県 住民1人	印刷会社	平成27年10月14日 被申請人の工場が大気放出する排気粉じんにより、申請人宅は樹木の立ち枯れ及び葉枯れが約5年繰り返し続き、また、健康被害を受けている。よって、被申請人は、申請人(家族含む)は健康被害治療のために転居を考えているため、健康被害、財産被害の損害賠償の支払いに誠意をもって応じること。	平成28年3月1日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
静岡県 平成27年(調) 第1号事件 [金属加工工場からの振	静岡県住 民1人	金属加工 会社	平成27年5月25日 被申請人工場内での機械と工具の使用により発生する振動・騒音により、精神的苦痛を	平成28年3月24日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立す

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
動・騒音被害防止請求事件]			受けている。よって、被申請人工場から発生する振動・騒音の公害を速やかに取り除くこと。また、今後、施設又は機械の移動又は追加設置、作業内容の変更等があった場合においても、振動・騒音の環境規制基準を遵守すること。	る見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 平成27年(調) 第2号事件 [家庭用燃料電池からの騒音被害防止請求事件]	愛知県 住民2人	愛知県 住民2人	平成27年7月10日受付 被申請人らが転居してきた平成24年8月以降、申請人らは、被申請人宅の家庭用燃料電池からの騒音に悩まされ、健康被害を被っている。よって、被申請人らは、①被申請人宅に設置している家庭用燃料電池の装置について、防音措置を講じて、騒音を低減させること、②上記装置について、午後10時から午前6時まで稼働させないこと。	平成28年1月26日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 平成27年(調) 第2号事件 [スクラップ業者による騒音・振動被害防止請求事件]	大阪府 住民2人	リサイクル業者	平成27年2月20日受付 申請人らは、被申請人の事業所に隣接する住所に居住している。平成21年頃から被申請人の事業所での重機を使用した作業や大型車によるスクラップ類の搬入・搬出作業に伴う騒音・振動で、申請人らの住居が揺れるなどの被害を受けている。そのため、市役所に再三にわたり相談し、騒音測定の結果、条例に定められた基準を超えたときもあったことから、被申請人を含む関係機関に対策を求めてきたが、一向に改善されなかった。よって、被申請人は、①作業に伴う振動・騒音について、法令を遵守し、適切な対策をとること、②作業時間を平日午前9時から午後5時までとすること、③振動・騒音について、デジタル式振動騒音計を外から見えるところに設置すること、④住宅地内一般道路の10トン以上のトラック通行について、事故防止の対策をとること、⑤以上の項目が実行できない場合、6か月以内に移転す	平成28年2月16日 調停打ち切り 調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
和歌山県 平成 27 年(調) 第 1 号事件 [発電所からの騒音被害防止請求事件]	和歌山県 住民 4 人	発電会社	平成 27 年 4 月 14 日受付 被申請人は、指定工場の変更にあたって市から許可を受けたが、その許可条件である騒音の協定値を度々超えて運転している。よって、被申請人は、発電設備を運転する際、騒音が環境保全協定値(昼間：65dB、朝夕：60dB、夜間：55dB、新設時：40dB)を越えないようにし、周辺地域への影響を少なくすること。	平成 28 年 2 月 24 日 調停打ち切り 調停委員会は、6 回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大分県 平成 27 年(調) 第 1 号事件 [食品製造工場からの悪臭被害防止請求事件]	大分県 住民 8 人	大分県 住民 1 人	平成 27 年 8 月 21 日受付 被申請人は、食品加工を行っており、そこから発生する悪臭により、申請人らは被害を受けている。よって、被申請人は、①悪臭被害をもたらしている被申請人の事業活動について、申請人らに対し、施設の内容、事業活動の状況、悪臭対策のために講じている措置を開示し、施設内への立ち入り調査を認め、悪臭問題の解決のため、誠実に協議に応じること、②悪臭対策について専門家の調査を受け入れ、その調査結果に基づき悪臭防止対策を講じること、③悪臭防止対策の実効的措置がなされない場合は、事業活動を停止すること。	平成 28 年 1 月 29 日 調停打ち切り 調停委員会は、3 回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。